

令和 8 年 6 月 23 日

特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに 空中線電力を定める件の一部を改正する告示案等に対する 意見募集の結果

－920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの
屋外利用等に係る制度整備－

総務省は、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する告示案等について、令和 8 年 3 月 14 日（土）から同年 4 月 13 日（月）までの間、意見募集を行いました。その結果、3 件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方を公表します。

1 概要

空間伝送型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムは、電波により 5～10メートルの距離を無線で電力伝送するものであり、工場や倉庫内などで利用されるセンサ機器等への給電での利用が期待されています。

総務省では、令和 4 年 5 月、920MHz 帯、2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯の 3 周波数帯において、制度整備を実施しました（いずれも屋内限定の構内無線局）。このうち、920MHz 帯 WPT システムは、数十 mW 程度の小電力の給電用として使用されていますが、普及に伴い、設置場所の自由度向上や活用範囲の拡大等が求められています。

こうした現状を踏まえ、920MHz 帯 WPT システムについて、①屋内限定の制限を解除し、屋外での利用も可能とすること、②出力を制限することで免許不要で使用可能とすることについて、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）における検討を経て令和 7 年 10 月、「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術的条件」について、同審議会から一部答申を受けました。

これを受けて、必要な制度整備を行うため、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する告示案等について、令和 8 年 3 月 14 日（土）から同年 4 月 13 日（月）までの間、意見募集を行いました。

改正の概要は別紙 1 のとおりです。

2 意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は、別紙 2 のとおりです。

3 その他

総務省は、意見募集の結果を踏まえ、関係規定の整備を行いました。

【関係報道資料】

特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する告示案等に係る意見募集

－920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備－（令和 8 年 3 月 13 日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000770.html

「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」のうち

「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術的条件」

－情報通信審議会からの一部答申－（令和7年10月20日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000742.html

（連絡先）

総合通信基盤局電波部移動通信課

（担当：田野課長補佐、塚本第一技術係長）

電話：03-5253-5895

E-mail：land_radio_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
していますので、御送信の際は「@」に変更してください。）